

公の施設の使用料の見直しについて（案）

1 受益者負担とは

特定のサービスや利益を享受する者が、その費用を負担するという原則に基づき、施設の利用者と未利用者における負担の公平性を確保するため、施設の利用の受益の対価として、相応の使用料の負担を求めるものです。

2 見直しの趣旨

公の施設の使用料については、平成 24 年 2 月に策定した「受益者負担見直しに関する基本方針（公の施設の使用料編）（以下「基本方針」という。）」に基づき、利用者と未利用者における負担の公平性を確保するため、**3 年ごと**に施設に係る使用料の見直しを行っています。

令和 6 年度については、基本方針に基づく使用料の見直し時期であることから、使用料を設定している施設の使用料の見直しを行うほか、使用料を設定していない施設について使用料の設定の必要性について検討を行うため、見直し等に当たっての基本的な考え方を示すものです。

3 これまでの経過

年度	内 容	消費税
H23	基本方針の策定	5%
H24	平成 24 年 9 月料金改定	5%
H25		5%
H26	見直し実施→増税の都合上料金改定時期を検討	8%
H27	平成 28 年 2 月料金改定 ※消費税 8%について対応済み	8%
H28	公民館有料化検討	8%
H29	見直し実施→公民館有料化は見送り判断	8%
H30	料金改定→消費税増税を見据えて 見送り	8%
R1	10 月消費税増税	10 月～10%
R2	消費税執行後 1 年間程度の実績が必要なため見直し延期	10%
R3	見直し実施→コロナ禍の状況に鑑み、料金改定 見送り	10%
R4		10%
R5	駐車場有料化について他市等状況調査	10%
R6	光熱費等高騰によるランニングコストの増加、消費税 10%の対応	10%

4 令和6年度使用料等の見直しに当たっての基本的な考え方

(1) 使用料改定案について

使用料改定案については、1時間当たりのランニングコストから算定した「基礎額」を基に、県内市町村における同様の施設の利用料等も考慮し、所管課が算定した「所管課 改定案」を参考に進めます。

また、基本方針においては、「見直しの範囲は、現在の料金から2倍を超えないもの」となっていますが、現在の社会経済状況等を考慮し、検討を進めます。

(2) 減免について

現在、地域や団体活動の支援・促進を図る視点から、特例的に減免規定が設けられており、慎重に検討する必要があるため、令和6年度については、減免の在り方について検討します。

(3) 無料施設について

基本方針に基づき、使用料を算定し、使用料の設定の必要性について検討を行います。なお、地域の拠点施設については、その役割も考慮し、慎重に検討を行います。

検討の結果、新たに使用料を設定するものと判断した施設については、減免に関する対応についての検討を行うほか、改めて事務手続のスケジュール等を示します。また、引き続き無料施設とする施設については、その理由を示すものとします。

(4) 備品及び設備の使用料について

消費税率の引上げを踏まえ、各課と調整を進めます。

(5) 学校開放における空調設備使用料について

令和6年度から学校体育館に空調設備が設置されるため、一般利用者への学校開放に係る受益者負担の考えにより、使用料の導入について所管課と調整を進めます。

5 検討体制

庁内組織として、受益者負担見直し検討委員会（施設所管課長で構成）を設置し、具体的な内容の検討を行うほか、行政改革推進本部（部長職で構成）において、見直しの方向性について検討を行います。

また、附属機関である行政改革調査委員会から意見を伺うとともに、市民や関係団体等との意見交換会やパブリックコメントを実施し、検討を進めます。

6 今後のスケジュール

時期	内容
令和6年7月～8月	・検討委員会設置 ・各施設のランニングコストを所管課に照会 ・照会結果を基に使用料改定（素案）の作成
令和6年8月	・庁議、検討委員会、部内会議
令和6年9月～10月	・行政改革推進本部 ・料金改定（案）の作成 ・庁議 ・附属機関「行政改革調査委員会」における料金改定（原案）の審議 ・料金改定（案）に対する意見交換会
令和6年11月	・料金改定（案）に対するパブリックコメント（パブリックコメント前後に庁議）
令和7年2月	・市議会2月定例会議において条例改正を提案
改正条例施行日	・施設により予約受付の期間等が異なるため、十分な周知期間を確保した上で施設ごとに設定

※料金を新設する施設については、各施設の状況を踏まえて検討を進め、令和8年2月議会で条例案の提出を予定しています。